

# 預かり保育の無償化の手続きについて

認定こども園(幼稚園部分)及び幼稚園において、「預かり保育」の利用料が無償化の対象となるには、新たに「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

利用料については、一旦、園にお支払い頂き、その後、請求書に必要書類を添付して、園を通じて市役所保育課にご提出ください。

申請等される方は、以下の内容をご確認の上、手続きをお願いいたします。



## 対象者

「保育の必要性の認定」を受けた方で、(1)又は(2)に該当する子どもたち  
認定には、就労等の要件(認可保育所の利用と同等)があります。

- (1) 3歳児から5歳児クラスまでの子どもたち(1号認定)
- (2) 0歳児から2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたち



©2014 栃木市とち介

※ただし、2号認定又は3号認定を受けている子どもであって、認定こども園等認可保育施設に入所できず、認可外保育施設を利用している場合などは、**保育の必要性の認定**申請は不要です。



## 利用料の無償化の内容

- 3歳児から5歳児クラスまでの子どもたち 月額 11,300 円まで
- 0歳児から2歳児(満3歳児含む。)クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたち  
月額 16,300 円まで

を月額上限額として、「日額 450 円×利用日数」と「実際に支払った利用料」を比較して低い金額が支給となります。詳しくは、3ページの算定例をご覧ください。



## 対象施設

認定こども園(幼稚園部分)、幼稚園の実施園



## 実費負担

無償化の対象は**利用料**です。

通園送迎費、給食費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。



## 申請等手続きの流れ

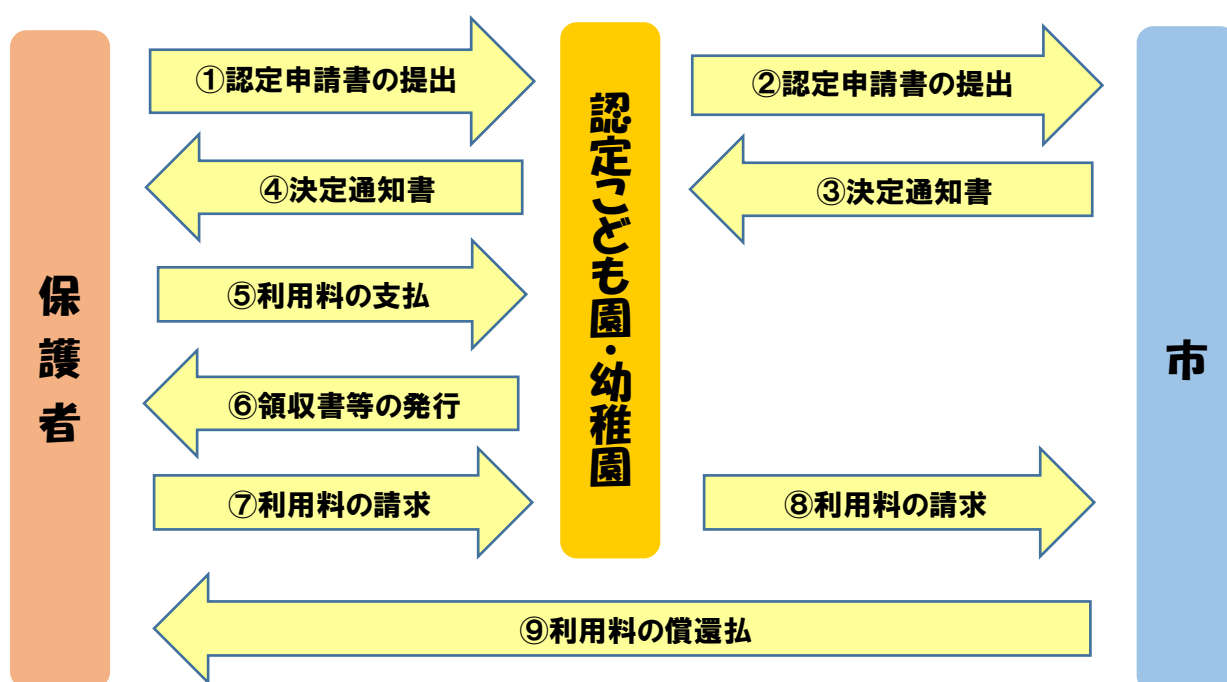
「預かり保育」の利用料が無償化の対象となるには、新たに「**保育の必要性の認定**」(施設等利用給付認定)を受ける必要があります。

**保育の必要性の認定**には、就労等の要件(認可保育所の利用と同等)があります。次のとおり、申請・請求の手続きをお願いいたします。

- ①子育てのための施設等利用給付認定申請書(認定申請書)に保育の必要性を証明する書類(4ページ参照)を添えて園に提出します。
- ④市において、申請内容を確認し、認定となった場合は、園を通じて「子育てのための施設等利用給付決定通知書」(決定通知書)をお送りします。
- ⑤預かり保育を利用し、一旦、利用料をお支払いいただきます。
- ⑥園から「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証」及び「特定子ども・子育て支援提供証明書」(領収書等)が発行されます。
- ⑦園から発行された領収書等を添付して、「子育てのための施設等利用費請求書」(請求書)により利用料を園を通じて市に請求します。3か月分まとめて請求いただくこともできます。  
このように利用料は、一旦園にお支払いいただく**償還払い**となります。
- ⑨市から請求書に記載された金融機関に振り込みます。

※申請書類は、園や市役所保育課窓口又は市 HP からダウンロードできます。

※①と⑦については、直接、市保育課に提出することもできます。





## 預かり保育の請求額の算定例

預かり保育の請求額の算定方法については下記のとおりとなります。

### 1 預かり保育の利用日数が 25 日以下の場合

#### 【算定例1】

- ①利用料 300 円/日
- ②ある園児の利用日数 20 日
- ③当該月支給限度額  $450 \text{ 円} \times 20 \text{ 日} = 9,000 \text{ 円}$
- ④当該月利用実績  $300 \text{ 円} \times 20 \text{ 日} = 6,000 \text{ 円}$
- ⑤支給額の算出 ③9,000 円 > ④6,000 円 よって、6,000 円を支給

#### 【算定例2】

- ①利用料 500 円/日
- ②ある園児の利用日数 15 日
- ③当該月支給限度額  $450 \text{ 円} \times 15 \text{ 日} = 6,750 \text{ 円}$
- ④当該月利用実績  $500 \text{ 円} \times 15 \text{ 日} = 7,500 \text{ 円}$
- ⑤支給額の算出 ③6,750 円 < ④7,500 円 よって、6,750 円を支給

※③と④を月毎に比較して、低い方が支給額となります。

### 2 預かり保育の利用日数が 26 日以上の場合

#### 【算定例3】

- ①利用料 500 円/日
- ②ある園児の利用日数 26 日
- ③当該月利用実績  $500 \text{ 円} \times 26 \text{ 日} = 13,000 \text{ 円}$

※利用日数が月 26 日以上となった場合は、月額上限 11,300 円(0歳児から2歳児(満3歳児含む。)クラスまでの住民税非課税世帯は 16,300 円)と④を比較して、低い方が支給額となります。



## 預かり保育の他に施設、事業を利用した場合

在園している認定こども園等が、預かり保育を実施していない場合、または、預かり保育を実施しているが十分な水準でない場合(教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が 8 時間未満または開所日数 200 日未満)は、認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用料も上限額の範囲内で無償化の対象となります。

詳しくは、市保育課又は園までお問い合わせください。

## 保育を必要とする要件と証明する書類

申請書に記入した同居する家族のうち、65歳未満の大人の方全員分が必要です。

保育を必要とする要件	証明する書類
就 労 (保護者及び同居親族が 月64時間以上の就労を 常態としている場合)	会社勤めの方：就労証明書（勤務先が証明（社判押印）したもの。） 産休・育児休業中の方：就労証明書及び復職証明書 自営業・農業・内職の方：自営業就労申立書
妊娠、出産 (健康な状態の場合、 産前6週・産後8週)	新生児の母子手帳の写し・・・表紙と分娩予定日を記載したページ ※出産後に、児童の誕生日を保育課までご連絡ください。
保護者の疾病、障がい	医師の診断書・・・保育が困難なことがわかるもの 障害者手帳、療育手帳等の写し・・・氏名と障がいの程度がわかるページ
同居家族の介護・看護	介護・看護状況等申告書 医師の診断書等・・・保育が困難なことがわかるもの 障害者手帳、療育手帳等の写し・・・氏名と障がい程度がわかるページ
災害復旧	罹災証明等
求職活動	申立書または、ハローワークカードの写し等 ・・・求職活動をしていることがわかるもの
就学、技能習得	学生証（在学証明書）の写し、受講の証明ができるもの カリキュラム（時間割）等受講状況のわかるもの(趣味や通信教育を除く)
上記以外	保育課へご相談ください。

※ 介護・看護状況等申告書、申立書等が必要な場合は、保育課までご連絡ください。



栃木市 こども未来部 保育課 0282-21-2231、2232 又は 各施設へ